

議事日程（第2日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第32号 北方町印鑑条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第3 議案第33号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第4 議案第34号 北方町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第5 議案第35号 北方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第6 議案第36号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第7 議案第37号 令和5年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについて（町長提出）
- 第8 議案第38号 令和5年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについて（町長提出）
- 第9 議案第39号 令和5年度北方町上水道事業会計補正予算（第2号）を定めるについて（町長提出）
- 第10 議案第40号 令和5年度北方町下水道事業会計補正予算（第3号）を定めるについて（町長提出）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで

出席議員（10名）

1番	古野裕美子	2番	朝日智哉
3番	河村正通	4番	石井伸弘
5番	村木俊文	6番	杉本真由美
7番	安藤哲雄	8番	鈴木浩之
9番	安藤浩孝	10番	井野勝巳

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長 戸部哲哉 教育長 名取康夫

総務危機管理課長	木野村 英 俊	政策財政課長	浅 野 浩 一
税 務 課 長	濱 口 晴 美	住民保険課長	白 井 誠
福祉子ども課長	北 中 龍 一	健康推進課長	横 田 紀 彦
都市環境課長	宮 崎 資 啓	上下水道課長	木野村 和 明
教 育 課 長	郷 展 子	会 計 室 長	高 崎 健 一
教育課一貫校 推 進 室 長	各 務 至		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	小 島 伸 也	議 会 書 記	高 崎 明 美
議 会 書 記	石 崎 啓 明		

○議長（井野勝巳君） 改めまして、おはようございます。

全員の御出席、御苦労さんでございます。

ただいまから令和5年第5回北方町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井野勝巳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、5番 村木俊文君及び6番 杉本真由美君を指名いたします。

日程第2 議案第32号

○議長（井野勝巳君） 日程第2、議案第32号 北方町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第32号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は厚生都市常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第3 議案第33号

○議長（井野勝巳君） 日程第3、議案第33号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は総務教育常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第4 議案第34号

○議長（井野勝巳君） 日程第4、議案第34号 北方町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は総務教育常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第5 議案第35号

○議長（井野勝巳君） 日程第5、議案第35号 北方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は総務教育常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第6 議案第36号

○議長（井野勝巳君） 日程第6、議案第36号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は厚生都市常任委員会に付

託することに決定をいたしました。

日程第7 議案第37号

○議長（井野勝巳君） 日程第7、議案第37号 令和5年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

安藤君。

○9番（安藤浩孝君） それでは、11ページ、財産管理費、委託料、土地鑑定評価業務委託料49万5,000円についての関連質問をさせていただきたいと思います。

まず1点お聞きしたいのは、用途地域変更区域内の住宅戸数が何戸あるのか、また隣接しておるこの地域変更によって、何らかの影響を受けるかも分からないというような住宅は一体何戸あるのかということをお聞きします。

また、それら対象住宅と区域外近隣住宅の変更後のデメリットとして、騒音の発生、交通量の増加などの環境変化や土地評価の下落、つまり個人資産の目減りなどの要件について、全てを住民の皆さんに周知し、理解していただき、全ての住民の方に了解をいただいたという御理解でよろしいでしょうか、お聞きします。

それから、この準工業地域の高さ制限、日影制限、道路斜線制限、あるのかどうか、これも併せてお聞きをします。

それから、この前、ぺらをもらいました。資料1、資料2というものを頂きました。その中に、ぺら1の都市計画用途地域の変更というので下段の理由というのがあるんですが、これの2行目、幹線道路の沿道にふさわしい沿道型商業施設や自動車関連施設の立地を図るための準工業地域へ用途変更を行うと記されています。それからぺら2のほうですね、資料1のぺら2の下段3、用途地域変更の妥当性というのが出ております。これも2行目に、交通の利便性を生かした沿道型商業施設や、真ん中ちょっと飛ばしますが、自動車関連施設などの立地を妥当な位置であると。いずれも2つ、複数の施設の立地条件と、立地として示されておりますが、今年の8月30日、一般質問の中の答弁で、準工にした意味の中で、今回のエリアについては基本的な工場を排除した上で、自動車修理の工場の面積が300平米を超える工場を建てられる条件だけを付しましたということ、かなり突っ込んだ、限定した答弁となっております。

今、原文そのまま読みさせていただきましたけど、それから用途地域の変更、それから理由では、理由、妥当では複数、2つ記されておったわけでございますが、先日行われました都市計画審議会、具体的にディーラー云々だというような固有名詞というのが発せられたということも聞いております。過去においてもそんなようなことが、ディーラー云々という話も、私も不確かであります。過去にちょっと耳に挟んだことがあります。この変更の決定書と、それから決定書の文言と、これは私はそごがあるのではないかと。1つには商業地域云々、それから自動車関連施設云々というような2つほど出ておるんですが、どうも何か突っ込んだ、限定されたようなことが進んでお

るのではないかというふうに私は思っています。

6月22日の住民の説明会、ここで、これも一般質問の答弁そのままなんですが、用途地域の変更と地区計画の策定についての説明ということで、実際の施設がどういったものかということ、またそのレイアウトについての検討というのは全くございませんというような答弁がされております。この6月の段階では、そんなような答弁がされています。6月頃までは住民説明会にもそんなレイアウトとかそんな流れというのは全くないと言いながら、いつの頃からかこの自動車販売、ディーラーですね、これの進出といいますか誘致されておるのかちょっとそれは私は分かりませんが、その辺の意識づけされてきた時期というのはいつ頃からこういうふうに変わってきたのかなというふうに思っております。

決定事項ではありませんが、そんな話がちらほら出てきていますので、私は大変ちょっとその辺を心配しておりますので、その辺り、今3点かな、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 都市環境課長 宮崎君。

○都市環境課長（宮崎資啓君） まず1つ、今回の用途地域のエリア周辺におけるちょっと戸数については、現在手持ちの資料は今ここにお持ちしておりませんので、また後で御報告させていただきたいと思っております。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） 物すごくこれは大変なことなんですよ、地域の住民にしたら。今は資料がないから御答弁できんという、それは僕ちょっとどうかと思いますよ。対象戸数が分からんって。

○議長（井野勝巳君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前9時37分

再開 午前9時41分

○議長（井野勝巳君） 再開します。

都市環境課長 宮崎君。

○都市環境課長（宮崎資啓君） すみません。今回用途地域を変更しようとしているエリアでの住宅の戸数につきましては7軒でございます。

そちらの方々について、住宅の資産が変わるといようなお話については、あくまで準工業地域に変わるという形だけでありまして、その資産が目減りするといようなお話についてはしておりません。

もう2つ目が、資料、計画審議会のほうで配られた……。

○9番（安藤浩孝君） 高さ制限、先に話して。

○都市環境課長（宮崎資啓君） 高さ制限についてはございません。

○9番（安藤浩孝君） 日影制限。

○都市環境課長（宮崎資啓君） 日影については、準工業ですので設定がないですね。はい、ございません。

○9番（安藤浩孝君） 道路斜線制限はありませんか。

○都市環境課長（宮崎資啓君） 斜線につきましてはあります。斜線規制についてはあります。

○9番（安藤浩孝君） あるんでしょう。

○都市環境課長（宮崎資啓君） はい。

○9番（安藤浩孝君） これがあるということと……。

○都市環境課長（宮崎資啓君） 2つ目、計画審議会のほうでお配りさせていただいた資料1と資料2につきまして、理由書のところでということでしたが、あくまで岐阜・関ヶ原線沿いということで、沿道、主要地方道の幹線道路沿いにふさわしい商業施設、または自動車関連施設等を設置できるようにという話で理由は述べさせていただいているだけなんですけれども。

それとあともう一つ、3つ目、自動車関連、そのディーラーのお話というタイミングですけれども、こちらにつきましては、広域交流拠点のところで出店を希望している企業の中に、もともと自動車ディーラーが入っておりました。ただ、そこにつきましては、近隣商業地域ということで自動車整備工場の面積の要件に合致しないということと300平方メートル以下でしか建てられないものを300平方メートル以上欲しいというところだったので、そこについての条件は満たせないという話をさせていただいたところがありましたので、今回同じ岐阜・関ヶ原線ということで、ディーラーの出店もあるのではないかとということで、この準工業地域で定めさせていただいたという経緯になっております。以上です。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） 7戸あるということ、私は即答されるかなと思って聞いたんですけど、えらい時間がかかってしまいましたけど。

妥当性、それから理由のほうでは2つ上げられているんですよね。今言った商業施設、もしくは自動車関連施設。両方ともこれ2つ上げられているんですが、議会答弁のほうではもう全く商業施設というのはされておらず、あくまで自動車整備工場を主としたディーラーという文言が出ています、これは間違いなく。その辺は、何で商業施設も加わるというような、決めつけてやっておいでになるんですか、これは。もうはなから、この準工業地域を決めつけるのにはディーラーというのが一番都合がいいということでされたのか、そういうふうにとられますよね。本来であつたら、こうやって付記されているなら、商業施設もやっぱり言われるべきだと思いますよ。これはあくまでそんな話しかないし。

それで、6月22日の住民説明会では、先ほど言いましたように、用途地域の変更、地域計画の策定、説明のみということで、全くそれらの文言ないんやね。全くレイアウトに載ってないという。だから僕、さっき聞いたのは、いつ頃からこんな話になってきたのかということをお聞きしておるんです。6月22日の時点ではなかったですよ、全く。それをお聞きします、再度。

○議長（井野勝巳君） 宮崎都市環境課長。

○都市環境課長（宮崎資啓君） まずその議会の一般質問のほうでお答えさせていただいたときに、その工場ができるのかできないかという御質問の中で自動車整備工場につきましては300平方メ

ートル以上できますよという回答をさせていただいたつもりでして、その商業施設を除いた形で今回提案させていただこうという意図は全くございませんでした。

あと、説明会の際のレイアウトについても述べさせていただいてないということですが、もともとその準工業地域に設定するに当たっては当然商業施設、またその自動車ディーラー、整備工場の建築が建てられるというのはその時点では当然想定にはしておりますが、じゃあどういふにその敷地を活用するかということにつきましては、当然のことながら全く出ておりませんので、そのときについても当然住民の方についても説明はしていません。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） いろいろと御答弁いただいたんですけど、ただ私心配しておるのは、そのディーラーというのが今一人歩きして、一般の町民の方にもそれが今声で聞こえてくるところがあるんですよ。私も聞きました、これは直接町長のほうから。何かの席でちょっとディーラーという言葉が発せられたと思いますし、この前の計画審、あそこでも何かディーラーということを出席された方がメモでディーラーというふうに言われたと。これはもう事実だと思いますので、こういったことがどんどんやっばり広がっていくと、これもし仮にまた本当にディーラーが来たときに、ああやっばりちょっと話ができておったのではないかと、そういうような疑念も生じますので、私はやっばり慎重にこれは扱わないと、商業施設か何か分かりませんよということにとどめておかないと、これはやっばりいかんのじゃないかというような老婆心ながらの心配した質問と。

以上で私のほうから終わらせていただきます。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（戸部哲哉君） おっしゃるとおり、計画審議会の中でディーラーという言葉は出しました。しかし、これは意図的なものではなく、例えばこの準工にしなくてはならないという部分の中で、例えの例で、例えばディーラー、こういったものも幅を広く広げるという意味で、これは使わせていただきました。ディーラーが来るから準工にしてほしいとかそういうことではなしに、やっばり門戸を広げる。ただし、その準工という言葉の中でその工業がついてると、工場が来るのではないか、そんな心配をされますので、そのために例えば最低限でもディーラーぐらいのものは用意をしていかないとなかなかこういった大きな土地は手を挙げていただけないよと、そういう意味でそういう言葉を発したことは事実でございます。

それが誤解を生んだということであれば、これは私の失言かも分かりませんが、そういう意図的なものでは決してないということと、それともう一点は、現在全く話はありません。あそこに関してどこが進出するとか、手を挙げてきているところもありませんし、ただ、いろんなところに手広くお話はしてありますので、関心を持っておるところは少なからずあります。ただし、それが現実的にその計画の中に入っていくのか、そこは全く今真っ白です。それだけは御理解いただきたいと思います。

○9番（安藤浩孝君） 終わります。

○議長（井野勝巳君） ほかございせんか。

質疑ありませんか。

安藤君。

○7番（安藤哲雄君） 予算書6号の11ページの真ん中辺りの財産管理費の委託料ですけど、土地鑑定評価業務委託料、これは西小のことなんですけど、どの辺を、西小のどの辺りを対象としていて、面積はどれくらいあるかということをもつ質問します。

○議長（井野勝巳君） 木野村総務危機管理課長。

○総務危機管理課長（木野村英俊君） 西小のどの辺りかという質問につきましてですが、プールと東側の駐車場ですね、そちらを除いた部分になります。面積的には2.9ヘクタール程度だったと思います。

○7番（安藤哲雄君） それだけ。

○総務危機管理課長（木野村英俊君） 全体で。

○7番（安藤哲雄君） 何。

○総務危機管理課長（木野村英俊君） 全体です。

○7番（安藤哲雄君） 全体でそれだけ。

○総務危機管理課長（木野村英俊君） 2.9ヘクタールですね。

○7番（安藤哲雄君） 違うでしょう。

○総務危機管理課長（木野村英俊君） 違いました。すみません。

○7番（安藤哲雄君） これ、説明会で出しとるやつやろう。

○総務危機管理課長（木野村英俊君） すみません。失礼しました。

体育館を除いた面積になりますので、1万8,000です。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○7番（安藤哲雄君） 非常に広い面積、今5,000坪を超える、5,500坪に近い面積でありますけど、これ一括だと、これ校舎解体費用なので結局その分を引かれて相当な低評価で売却することになるんじゃないでしょうかね。その辺やっぱり心配しているんですよね。これだけ広い、北方最後の広さの一等地といわれるところを、安い費用で売ってもらうのは非常にやっぱり心苦しいと思うんですが、その辺どう考えていますか。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（戸部哲哉君） ちょっとおっしゃることがよく分かりませんが、安いか高いかはそれは鑑定をかけないと、鑑定評価というのは我々がするわけではないので、だから鑑定をかけるということだと思います。そこを安く評価するかしないかは、それは鑑定士の話であって、それを基準に議会のほうからやれと、売価を出せということですので鑑定をさせていただくと、そういう中でこれ、予算を出させていただいたんで、それが安くなるか高くなるかは私らには今把握はできておりません。

ただ、言えることは、建物があるから鑑定評価が下がるとは僕は思っていないよ。逆に言う

と、建物が利用できるかもしれませんから、そこはひょっとすると高い評価が出るかも知れませんし、逆に線は下でそういった評価をされますし、利用地ができるところはそういう評価をされますけれども、現実的には、この土地が一体的に利用するときどのくらいの価値があるのかということが多分鑑定をしていただくということになると思うんで、建物があるから、それから建物が建たないから、それを総合して鑑定をしていただくと。そのための費用だというふうに御理解をいただきたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○7番（安藤哲雄君） そうしたら、これは一括やなくて、グラウンドとか校舎、いろいろ分割してやられてはどうかと思うんですけど、その辺どう考えますか。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（戸部哲哉君） 分割をするという明確な理由がちょっと私どもにはございませんので、これはあくまでもやっぱり一括とした中でこの土地の評価というものをを出していただかないと、別々にして別々に売却をするということであれば、それはそういう形を取らせていただきますが、今私どもが考えておるのは、やっぱりここは建物の部分を運動場のほうでペイをしていただかないと、この建物のところだけを、万が一にもここだけを分割して残すという話は全く考えておりませんので、この解体費用を捻出するための今この売却計画というふうに御理解をいただきたい。ですから、これはあえて分割をして、ここの土地は幾ら、ここの土地は幾ら、ここの土地は幾ら、だからここはこれだけですよ、ここはこれで売りますよというそういう想定をしておりますので、これは一括して単価を出していただくと、そういった費用ですので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○7番（安藤哲雄君） もう終わり。

○議長（井野勝巳君） ほかがございませんか。

安藤浩孝君。

○9番（安藤浩孝君） 今ちょっと町長の御答弁の中で、一括の話を今されたんですけど、僕が思うには、これが一括でどうのこうのとなると、それだけ評価が、一括で例えば100万円なら100万円出るとなると、一括の土地、それを一括して購入するという話になるんじゃないですか。これは分割して評価が全然出なかったら、分割して、例えばグラウンドはA社、校舎のところは解体してB社、プールのところはC社ということには鑑定評価というのはどうなんですか。一律でいっちゃうでしょう。だから、ここまでやるんならと、私はディベロッパーかそのくらいの大きいところが一手に引き受けて総合的な判断でまちづくりをするなり、そういう形になると思うんですが、そういうことでよろしいですか。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（戸部哲哉君） おっしゃるとおり、一つ一つという話では相当難しいと思うんです。今、売却という話をしようと思うと。ですから、おっしゃるとおり、一括をどのように利用されるか

は、これはそこに開発をしていただくディベロッパーの考えになるんだろうと思います。

ただ、町としては、今鑑定というのはその土地の評価であって、そこに建物があるがなかろうが、土地の評価というのは、それは出てくる。ですから、これはあえて分割する必要なしに、例えば一括で、例えば坪10万円という評価が出たら、建物のあるところも10万円、ないところも10万円、この一体としての値段ですから、そこからここは建物があるから建物の解体費を引いたら1万になってしまったとか、ひょっとすると恐らく建物のところだけだと確実にマイナスになりますよ。解体費が高つくと思いますので、ここはもう足が出ます、確実に。例えば運動場ですと、そうすると何もないですから、そこに道路入れて住宅に例えばしようと思うと、そういった計算をされて、ここは幾らだろうとそういう話になってくるんで、仮に鑑定評価が出ても、そこは我々がどういふその土地の売り方をするか、そっちのそういう形をするかということで変わってくると思うんです。

ただ、その根拠となる今の鑑定評価を議会のほうからこれは出せと言われたんで、これは予算をつけさせていただいているんで、鑑定評価をしたからこれが売却話に進んでいくとかは、私の考えですよ、これは。ずうっと一貫してこの土地は再利用ということはやっぱり町にとってそんだけの投資金額をして、これから年間の経費を見ていくということは到底今の時代考えられないから、この西小の跡地については民間に利用していただくと。これはもう再三私は言ってきた話なんで、急に出させていただいた話ではなく。

もうこれは議会のほうも5年前から早く結論を出せと、早くしよと。ただ一部の議員さんからは、利用しよう、そういう話はございましたけれども、町としての方針として、ここは再利用ではなしに、やっぱりそこでこれから人口も減ってきます、税収も減っていく中で、やっぱり民間活用を最大限に利用しようという話をずうっと僕はさせていただいたつもりなんで、そのようにこれは進めてきた話です。

ですから、議会のほうも御理解をいただいておりますと、そういう中でこの売却という言葉は悪いですけども、民間活用していただくということをずっと言い続けてきましたので、ぜひお認めをいただいて先へ進めて行かないと、廃墟になったところをいつまでも置いておくと、やっぱりいろんないたずらもされます。防犯上もやっぱりよくありません。当然、草木も草も生えてきますので、やはり早く結論を出さないと。

もし、議会の中で再利用、本当にいい話があるのであれば、早く言っていただければ、今の売却するよりお金もかからず、それからあと、年間の運用費用もかからず、そういうお話があれば、これは当然議論の余地があると私はそう思っておりますので。ただこの5年間、そういったお話は、一部の議員さんからはいただきましたけれども、具体的にこういうのがいい、できないはいは別なんですけれども、できないことはこれはやっぱり無理なんですよね。ですから、そういうお話もさせていただいたと思うんです。ですから、本当にこういったものが北方には必要なんだと、あったらいいなというものは駄目ですよ。やっぱりこんなものは絶対欲しいんだと、これを町として何としてでもつくれと、そういうお話をいただければ、これは私は議論していく余地

がある、そういうふうに思っておりますので。

この話は、本当にいつまでもほかっておくということは、やっぱり僕はよくない。売るにしろ利用するにしろ、早くしないといけないと思っておりますので、長々とこの話を続けていくつもりはございませんので、ぜひ御理解をいただいて御協力いただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○議長（井野勝巳君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第37号については、各常任委員会に関係しますので、委員会への付託を省略し、各常任委員会においてそれぞれの関係部分について協議事項として御協議をお願いし、最終日の本会議において、協議についての委員長報告並びに質疑・討論・採決を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は各常任委員会において関係部分を協議することに決定をいたしました。

日程第8 議案第38号

○議長（井野勝巳君） 日程第8、議案第38号 令和5年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は厚生都市常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第9 議案第39号

○議長（井野勝巳君） 日程第9、議案第39号 令和5年度北方町上水道事業会計補正予算（第2号）を定めるについてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は厚生都市常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第10 議案第40号

○議長（井野勝巳君） 日程第10、議案第40号 令和5年度北方町下水道事業会計補正予算（第3号）を定めるについてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は厚生都市常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（井野勝巳君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

第3日は、12月8日午前9時30分から本会議を開くことにいたします。

本日はこれにて散会をいたします。御苦労さんでございました。

散会 午前10時03分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和5年12月7日

議 長 井 野 勝 已

署 名 議 員 村 木 俊 文

署 名 議 員 杉 本 真由美